

(別紙様式4)

### 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例案について  
意見募集期間 : 令和4年3月25日～令和4年4月14日  
意見等の提出件数 : 11件 ( 10人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1 規制 範囲の指 定	沿岸から近すぎると漁をする者や遊泳者との事故が考えられ、沿岸に住む住民の騒音問題になっていることから、沿岸から〇〇mは運転禁止など、水上オートバイが走ってよい範囲を決めてほしい。	1件	<p><b>【対応困難】</b></p> <p>海は誰もが自由に使用できる自然公物であり、多くの人々が共同で使用できるよう、その規制については最小限度のものでなくてはならないと考えています。</p> <p>また、地域によって沿岸の状況は様々であり、一律に沿岸から〇〇mの範囲といった広範囲にわたる規制は、最小限度の規制を超えるものと考えられます。</p> <p>兵庫県では、遊泳者等から概ね100m以上離れて航行することや地域住民等の支障・迷惑とならない適切な港湾、海岸等の利用等について「兵庫県独自ルール」を設定し、すべての方が安心して安全に海域を利用できるよう、同ルールの周知啓発により利用者のマナー向上を図っていきたいと考えています。</p> <p>騒音問題に対する直接的な規制はありませんが、同ルールの周知徹底とその普及により、副次的に騒音の低下にもつながっていくものと考えています。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
2 事業者規制	<p>水上オートバイレンタル事業者に対する規制をすべきである。</p> <p>水上オートバイを借りる者から誓約書を取り、安全運転を守らせる。違反があれば貸さない。</p>	1 件	<p><b>【推進上の課題】</b></p> <p>プレジャーボート提供事業については、条例に基づいて届出をすることになっており、事業者はプレジャーボート利用者に対して遵守事項や禁止行為等についての指導、法令で必要とされる資格の確認、正常な操船が可能か心身状況の確認等を行うことになっており、無免許等の違反状態であれば、プレジャーボートを利用させてはならないことになっています。</p> <p>兵庫県では、「水上オートバイひょうご安全安心マリーナ・ショップ」認証制度を創設することにしてはいますが、認証にあたっては県独自のルールの指導、啓発を行うことなどが含まれています。</p> <p>認証マリーナ等の普及、拡大やその利用を推奨していくことで、ルール・マナーを守る優良な水上オートバイユーザーを増やし、すべての方が安全で安心して海域等を利用できるように努めてまいりたいと考えています。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
<p>3 危険行為の厳罰化</p>	<p>芦屋キャナルパークでは、ウェイクボードや水上オートバイがカヌー等の近くを減速もせず猛スピードで走っており、非常に危険である。</p> <p>空いている場所もあるのに、わざわざカヌーの近くを走って、暴言を吐いていることもある。</p> <p>高速で走っているため引き波も大きく、発生する波でカヌーが転覆したり、釣り客の迷惑になったりしている。</p> <p>周りにほかの利用者がいるのなら、近くを通らないようにしたり、減速したりして波を起こさないようにすべきである。</p> <p>危険行為について、明確に規定することは難しいかもしれないが、例示を増やすなど具体的に記載してもらいたい。</p> <p>周囲に危険や恐怖を与えるようなマナーを守れない動力船に対しての罰則を厳しくし、取り締まりを徹底してもらいたい。</p>	<p>6件</p>	<p><b>【既に盛り込み済】</b></p> <p>海域等を利用する方の安全を確保し、水難事故を防止していくために、プレジャーボートによる危険行為については、その主な態様を条文上に例示するとともに、動力船、非動力船ともに罰則を強化することにしており、関係機関とも連携して適切な取締りに努めていきたいと考えています。</p> <p>海は誰もが自由に利用できる自然公物ですが、共同で利用している方々のためにも利用者それぞれがマナーやルールを守って利用していただく必要があります。</p> <p>プレジャーボートの利用者に安全な利用を促すため、本条例では、従来からプレジャーボート提供事業者やマリーナ事業者が講じるべき措置として、プレジャーボートの操船に当たっては、海域等利用者がいる場合には減速又は接近しない等の安全な方法で操船することや海域等利用者に危険を及ぼす行為をしてはならないこと等の遵守事項について指導することが求められていますので、関係機関団体と連携し、改めて周知指導に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、兵庫県では、水上オートバイの利用についての県独自ルールを設定し、水上オートバイの利用者に適切な指導、啓発を行うマリーナ・ショップ等を県が認証する制度を創設することとしています。</p> <p>ルールの周知、啓発や認証マリーナ等の普及、拡大、利用の推奨などを行っていくことにより、ルール・マナーを守る優良な水上オートバイユーザーを増やしていくとともに、その他のプレジャーボート利用者についてもマナー向上を図り、すべての方が安全で安心して海域等を利用できるように努めてまいりたいと考えています。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
4 利用 学習環境 等の創設	<p>事が起きたからといって、水上オートバイユーザー全体が悪者扱いされ、危険行為、危険走行の定義がはっきりしていないまま罰則に懲役刑を設けるのは早急すぎる。</p> <p>一部の悪質ユーザーの印象によって、優良ユーザーまで偏見の目で見られ、誹謗中傷を受けることになる。</p> <p>罰則やルールを作ったとしても、施設を介さないユーザーは知識や環境、状況を学ぶ機会がない。</p> <p>悪質なユーザーを減らすには、免許や教習を始めとして正しく学ぶ機会、仕組みを整えることが先決である。</p>	1 件	<p>【今後の検討課題】</p> <p>本条例は、遊泳者その他の海域等利用者の保護を目的としたものであり、水上オートバイのみを規制対象とした条例ではありません。</p> <p>今回の改正案で想定されている危険行為とは、「海域等利用者の付近においてプレジャーボートをみだりに疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、海域等利用者に危険を覚えさせる行為」であり、プレジャーボートのうち動力船による行為について上限の刑罰に懲役刑も設定していますが、そのような行為を行った結果発生する事故による被害の甚大さを考慮したもので、優良ユーザーであれば当然行わないような行為であると考えています。</p> <p>加えて、条例とは異なる施策ですが、兵庫県では「水上オートバイひょうご安全安心マリーナ・ショップ」認証制度を創設することとしており、認証にあたっては県独自ルールの指導、啓発を行うことなどが含まれています。</p> <p>認証マリーナ等の普及、拡大やその利用を推奨していくことで、ルール・マナーを守る優良な水上オートバイユーザーを増やしていくとともに、その他のプレジャーボート利用者についてもマナー向上を図り、すべての方が安全で安心して海域等を利用できるように努めてまいりたいと考えています。</p> <p>なお、危険操縦や飲酒操縦については、本県のみではなく全国的に共通する課題であることから、刑事罰の創設や全てのユーザーが正しい知識を習得できるよう特殊小型船舶操縦士免許の取得、更新に当たっての教習等の強化について、国に要望を行っております。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
5 免許制度と連動した行政処分	<p>近年の水難事故や危険操縦の状況から罰則を強化することだが、罰金刑や懲役刑は前科となるもので、むやみに罰金額を引き上げたり懲役刑を設けたりする必要のある内容なのか疑問である。</p> <p>それよりも反則金や小型船舶免許の点数減点の適用、免許停止や再講習受講を併用できる条例が適当だと考える。</p>	1 件	<p><b>【対応困難】</b></p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法による小型船舶操縦者の遵守事項違反には、違反行為の内容によって点数が付され、その累積点数によって免許停止などの行政処分が課される事になっています。</p> <p>そして、再教育講習を受講することにより、その行政処分の免除又は軽減の措置を受けられるという制度がありますが、法律で規定された小型船舶の免許制度に基づくものであり、条例違反の罰則として規定することはできません。</p> <p>条例の違反行為が法律の遵守事項違反と重なる場合は、自動車運転免許の考えと同様に、刑事処分と累積点数による行政処分をそれぞれ受けることになると考えられます。</p> <p>なお、危険操縦や飲酒操縦については、本県のみではなく全国的に共通する課題であることから、刑事罰の創設や全てのユーザーが正しい知識を習得できるよう特殊小型船舶操縦士免許の取得、更新に当たっての教習等の強化について、国に要望を行っております。</p>